

様式第七（第4条第7項関係）

変更後の認定特定研究成果活用支援事業計画の内容の公表

1. 変更認定をした年月日
令和元年6月5日
2. 変更後の認定特定研究成果活用支援事業者の名称
OUVC1号投資事業有限責任組合
3. 変更後の認定特定研究成果活用支援事業計画に係る特定研究成果活用支援事業の内容
役職員の構成
社外取締役について、1名退任、1名選任
※取締役5名の構成（大阪大学役職員を含まず、社外取締役4名を含む）については、
変更前後で変化なし
4. 変更後の特定研究成果活用支援事業の開始時期及び終了時期
本組合設立の日の翌日から起算して10年間とする。但し、総有限責任組合員出資口数
合計の3分の2以上に相当する出資口数を有する有限責任組合員の承認を得た場合、
1年延長可（最長5年の延長可）とする。

※名称、代表者、所在地、出資者、組織図、特定研究成果活用支援事業の内容については変更なし